

行動計画

社員が子供と子育てを両立させることができ、職場全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日

2. 内容

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保につき、相談体制を整備する。

目標2 計画期間内に労働者の育児休業中における待遇および育児休業後の労働条件に関する事項、また、小学校就学前さらには労働者の要望に応じて小学校3学年終了までの子どもを育てる労働者が利用できる始業時刻を繰り下げるまたは終業時刻を繰り上げる制度(短時間勤務制度)を導入し、社員に周知する。

目標3 計画期間内に育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業の制度を整え、社員に周知する。

<対策>

・平成24年

育児・介護休業等規程の見直しと制度改定を実施。

社内に相談担当者を置き、労働者からの相談を随時受け付ける体制を作る。

・平成24年から27年

①管理職・社員に改定制度の周知を図るため、説明会を年1回実施

②実運用による制度のさらなる改善・見直し等への取り組みを実施。

株式会社 Hayakawa

代表取締役 早川 聡